

令和8年度登米市放課後児童クラブ 利用児童募集要項

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)とは

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校の児童(放課後児童)に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、生活指導及び遊びを主とした活動を行い、放課後児童の健全な育成を図ることを目的として実施している事業です。

申込み

- (1) 受付期間 令和7年10月15日(水)から令和7年10月31日(金)まで
※受付期間終了後も随時受け付けますが、受付期間を過ぎて提出した場合、審査の優先順位は、受付期間内に提出された方より低くなります。また、令和8年4月からの利用ができない場合があります。
 - (2) 申請書の配布場所 市内児童館・南方子育てサポートセンター・各児童クラブ
 - (3) 提出場所 在籍する小学校がある町域の下記施設に提出してください。
 - ◆ 迫、登米、中田、米山→それぞれ迫児童館、登米児童館、中田児童館、米山児童館
南方→南方子育てサポートセンター
 - 【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後6時
 - ◆ 豊里→豊里多目的研修センター(豊里児童クラブ)
石越→石越保健センター(石越児童クラブ)
東和→東和児童活動センター(東和児童クラブ)
津山→津山児童活動センター(津山児童クラブ)
 - 【受付時間】月～金曜日 午後2時～午後6時
- ※なお、津山児童クラブ希望で初めて利用申請を行う方は登米児童館へ提出をお願いします。

登録の要件

保護者及び同居する親族等(18歳未満の者を除く)が次のいずれかの事由に該当すること

- (1) 就 労 月48時間以上就労している場合(家庭内での家業・内職含む)
- (2) 産前・産後 産前：出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間)
産後：出産の翌日から8週間
※育児休業中は登録の要件に該当しません。育児休業を取得される場合は、産後8週間後の月末で退会していただくことになります。
- (3) 疾病・負傷 疾病又は負傷の状態にある場合
- (4) 親族等の介護 家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を看護している場合
- (5) 虐待・DV 虐待やDVのおそれがある場合
- (6) 就 学 大学や専門学校及び職業訓練校等へ通学中である場合
- (7) その他児童を保育できない特別な事由がある場合

※ 以上の事由に該当する場合でも、定員超過等により待機となる可能性があります。

提出書類

- (1) 児童クラブ利用申請書（利用児童1人につき1枚）
 - ・世帯分離している場合も、同居している家族全員分を記載してください。
 - (2) 家族状況票（世帯で1枚）
 - (3) 就労（見込）証明書原本（きょうだいで利用申請する場合は1部で可）
 - ・勤務先で証明を受けてください。
 - ※勤務先から交付を受けたもの（手書きで下書きをし、それをコピーしたもの等も含む。）が原本となります。自分で作成したものや、コピーしたものは証明書原本にはなりませんのでご注意ください。
 - ※自営業（農業・林業及び漁業を含む）の場合は事業主が記載してください。
 - ・同居の祖父母等が勤務している場合は、祖父母等の就労（見込）証明書も必要です。
 - ・復職予定でお申込みをされる場合は、就労証明書の「復職（予定）年月日」欄に復職日が記入してあるかご確認ください。
 - (4) お子さんの健康・発育状況について
 - ・お子さんのアレルギーや健康・発育状況の気になることを具体的に記入してください。
 - (5) 申立書（必要な方のみ）
 - ・出産による利用や育休が明ける場合、病気・障がい・介護による場合など、内容を詳しく記載して提出してください。また、区域外就学を行う場合は提出してください。
- ◆ 添付資料
- ・妊娠・出産による場合 母子健康手帳（出産予定日がわかる箇所）の写し
 - ・病気・障がいによる場合 通院等に係る領収書の写し（直近2か月分）
 - ・介護による場合 障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し

開設時間

月曜日 から 金曜日 の 平日：放課後から午後6時30分まで

土曜日・振替休業日・長期休業日：午前7時30分から午後6時30分まで

閉所日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、台風などによる学校閉鎖や緊急事態が発生した場合は、学校と同じように閉所します（土曜日、振替休業日も同様）。

留意事項

- (1) 提出いただいた書類をもとに審査を行い、令和8年2月上旬までに決定通知書を送付します。定員超過の場合は、保護者の就労状況や家庭の状況に応じて待機となることもあります。
- (2) 待機児童解消と児童クラブ適正運営のため、民間の放課後児童クラブと重複してお申込みされることはご遠慮下さい。
- (3) 申請書に記入した内容に変更（離職・育休取得・住所・名字・申請利用区分の変更等）があったときや、登録を辞退したい場合には必ず届出をお願いします。
- (4) 利用料については、別紙「登米市放課後児童クラブの利用料について」のとおりです。

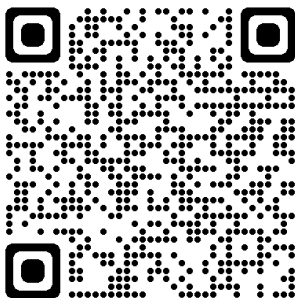
実施場所等

クラブ名	対象校	定員	実施場所	問い合わせ先
佐沼児童クラブ	佐沼小学校	150 人	迫児童館	迫児童館 0220-22-2524
新田児童クラブ	新田小学校	30 人	新田中学校	
北方児童クラブ	北方小学校	40 人	北方小学校、北方公民館	
登米児童クラブ	登米小学校	80 人	登米児童館、登米小学校	登米児童館 0220-52-2246
東和児童クラブ	東和小学校	60 人	東和児童活動センター (東和総合支所 2 階)	南方子育て サポートセンター 0220-58-5558
石森児童クラブ	石森小学校	30 人	石森小学校	中田児童館 0220-35-2525
加賀野児童クラブ	加賀野小学校	130 人	中田児童館	
宝江児童クラブ	宝江小学校	30 人	宝江小学校	
浅水児童クラブ	浅水小学校	30 人	浅水小学校	
上沼児童クラブ	上沼小学校	50 人	上沼児童活動センター、 上沼ふれあいセンター	
豊里児童クラブ	豊里小中学校	100 人	豊里多目的研修センター、 豊里小・中学校	南方子育て サポートセンター 0220-58-5558
米岡児童クラブ	米岡小学校	30 人	米山児童館	米山児童館 0220-55-2313
米山東児童クラブ	米山東小学校	30 人	米山東小学校	
中津山児童クラブ	中津山小学校	40 人	中津山小学校	
石越児童クラブ	石越小学校	60 人	石越保健センター、 石越小学校	南方子育て サポートセンター 0220-58-5558
南方児童クラブ	南方小学校	60 人	南方小学校	
西郷児童クラブ	西郷小学校	30 人	西郷小学校	
東郷児童クラブ	東郷小学校	30 人	南方子育てサポートセンター	
津山児童クラブ	津山小学校	30 人	津山児童活動センター	登米児童館 0220-52-2246

※状況により、児童クラブの実施場所が変更になる場合があります。

※利用登録児童が極端に少ない場合や、長期休業、土曜日、振替休業日など、他の児童クラブへ集約する場合があります。

民間児童クラブ



民間の団体が運営する児童クラブもございます。

QR コードよりご確認ください。

利用に関しては直接民間児童クラブへお問い合わせください。

放課後児童クラブの一時利用について

一時利用とは

登米市の小学校に在籍する児童で、通常、放課後児童クラブの利用は必要ないものの、保護者が傷病、災害、事故、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、一時的に家庭における児童の養育が困難と認められる場合、かつ、同居の家族等が当該児童を養育することができないと認められた場合に利用できます。

※月 48 時間以上就労している場合は、原則放課後児童クラブへの申請をお願いします。

活動場所

一時利用先については、原則在籍する小学校の児童が利用する児童クラブとしますが、場合によっては他の児童クラブの利用も可能とします。その場合、児童の送迎は保護者の責任においてお願いします。

※平日において他の児童クラブを利用する場合は、学校終了後利用する児童クラブまで保護者の送迎が必要となります。保護者の送迎が難しい場合は「ファミリー・サポート・センター事業」がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。（利用する場合は、会員登録と協力員さんとの打合せが必要になりますので、事前に連絡願います。）

利用時間

- ◆通常の児童クラブ開設時間と同じ。
- ◆1か月のうち12日間まで利用可能。（連続利用も可能）

利用方法

原則、利用希望日の属する月の前月 20 日までに「放課後児童クラブ一時利用申請書」を提出して申請をお願いします。

（土曜・日曜・祝日の受付は行いません。）

（前月 20 日が閉所日の場合は、前開所日までに申請をお願いします。）

※申請は前月 20 日を過ぎた場合でも順次受付を行います。

※初回利用時は、事前に親子での面接が必要となる場合があります。

留意事項

- ◆定員を超過している場合や児童クラブの行事等により利用できない場合があります。
- ◆児童クラブごとに1日2名までの利用となります。
- ◆利用1日につき、利用料は通常授業日の放課後は日額 150 円、土曜日や長期休業日、振替休業日は日額 300 円となります。利用承認決定後は料金が発生します。また、おやつ代や保険代等の実費分については保護者会費として負担していただきます。

【問い合わせ先】

登米市福祉事務所子育て支援課（南方庁舎）

電話：0220-58-5562